

こ～ぷのお家緑ヶ丘ケアプランセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人こ～ぷ福祉会が開設するこ～ぷのお家緑ヶ丘ケアプランセンター(以下指定居宅介護事業所という)が行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員とその他の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定居宅介護支援事業は、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行う。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、仙台市介護保険担当課、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 こ～ぷのお家緑ヶ丘ケアプランセンター
- 二 所在地 仙台市太白区大崎町3-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名(常勤、介護支援専門員と兼務とする)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 介護支援専門員 3名以上(うち1名管理者と兼務)
居宅介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成及び在宅介護に関する相談及び指導等に当たるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、日曜日、祝祭日と12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時00分から午後5時30分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

一 課題分析 (アセスメント)

居宅サービス計画の新規作成・変更にあたり、居宅を訪問し、利用者及びその家族と面接して行う。使用する課題分析票は宮城県版ケアプラン策定の為の課題検討用紙とする。

二 サービス担当者会議の開催

新規・更新認定時・区分変更認定時・サービス変更時・ケアプランの原案作成時に開催する。

三 サービス計画の同意及び交付

新規作成時、変更時に利用者、その家族へ説明し、文書による同意を得る。

四 モニタリングの実施及び記録

少なくとも1月に1回は利用者の居宅で面談を行い、結果を記録する。

(利用料等)

第7条 介護サービス計画を提供した場合は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、当該国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は仙台市、名取市とする。

(事故発生時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な処置を講じなければならない。

(苦情処理)

第10条 事業所は、サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることとする。

(1) 事業所は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

(2) 事業所は、サービスに関し、介護保険法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(3) 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。

(4) 事業所は、サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(5) 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民

健康保険団体連合会に報告する。

(秘密保持)

第 11 条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。

(虐待の防止に関する事項)

第 12 条 事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(その他運営についての留意事項)

第 13 条 上記規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人と居宅介護支援事業者管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

本規程は理事会で改廃する。

この規程は、2006 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、2008 年 4 月 15 日から施行する。

この規程は、2014 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、2020 年 1 月 18 日から施行する（営業日、居宅介護支援の提供方法及び内容の変更）。

この規程は、2020 年 3 月 28 日から施行する（職員の内訳、営業時間の変更）。

この規程は、2020 年 8 月 22 日から施行する（職員数の変更）。

この規程は、2023 年 3 月 18 日から施行する（字句の修正、追加）。

この規程は、2024 年 3 月 16 日から施行します（苦情処理、虐待防止に関する事項を追加）。

この規程は、2024 年 8 月 24 日から施行する（虐待防止に関する事項の内容の変更と追加）。